

会議の名称	平成27年度第7回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成28年3月18日(金)午後6時45分～9時10分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第3会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵会長職務代理・水越久吉委員 (市事務局) 瀬川総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 臼井雅子会長・北野雄二委員・羽生田孝雄委員・當間総務部長・清水総務部次長</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<p>(1) 総務課長挨拶</p> <p>(2) 諮問書授受</p> <p>(3) 諮問審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度諮問第16号 「妊婦健康診査業務委託」(子育て支援課) ・平成27年度諮問第17号 「認知症予防歩行運動講座開催(元気アップ教室ふまねっと)の業務委託」(高齢介護課) ・平成27年度諮問第18号 「委託型生活支援ホームヘルパー派遣事業委託」(高齢介護課) <p>(4) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科健康診査の実施形式の変更 ・平成26年1月1日～平成27年12月31日分の業務届出書の報告 <p>(5) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務課長挨拶</p> <p>こんばんは。皆さんお忙しい中、今年度第7回目の個人情報保護運営審議会にお越しいただきましてありがとうございます。本日は3件の諮問審議と2件の報告がございますので、9時頃の終了を予定しております。また、本日は総務部長の當間と総務部次長の清水が所用のため欠席となっておりますので、ご承知おきください。本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>(2) 諮問書授受</p> <p>総務課長から田村会長職務代理へ諮問書を手渡す。</p>			

(3) 諮問審議

○ 「妊婦健康診査業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び子育て支援課の回答

- 確認だが、従来は東京都医師会加入医療機関又は診療科目に産婦人科を標ぼうする医師会非加入医療機関で26市の代表市と委託契約を結んだところ（以下、「指定医療機関」という。）では、妊婦健康診査を受診する際に妊婦健康診査受診票（以下、「受診票」という。）を提示すれば自己負担金の補助を受けることができた。今後は、埼玉の瀬戸病院と市が個別に契約を結ぶことで、瀬戸病院を受診した妊婦も「受診票」を提示して補助を受けることができるようになるという理解でよいか。
 - その通り。
- そうすると個人情報の取扱者は増えるが、取扱う個人情報自体は従来と変わらないということか。従来の事務の流れとの違いを踏まえて教えてもらいたい。
 - 従来、「受診票」は指定医療機関でしか使えなかった。市民が瀬戸病院を受診する際は「受診票」を使用できないので、妊婦は一旦自己負担額を全額支払い、出産後に東村山市里帰り等妊婦健康診査費補助金の申請をすることになる。従来と今後の違いは、受診時における支払いと出産後の補助金申請手続きが解消される点である。

取扱う個人情報については、瀬戸病院に東京都が定めた健診項目に沿った健康診査を行うようお願いしているの、それほど変わらない。
- 通常だと、まず市内の産婦人科で「受診票」を使用できるようにするのが先決だと思うが、市内の産婦人科であれば「受診票」は使用できるのか。
 - 市内の指定医療機関であれば「受診票」は使用できる。
- 諮問書1ページ下部の【妊婦健康診査における委託先との契約】に「妊婦健康診査の業務委託契約は、～委託単価や契約内容が決定される。」とあるが、よくわからないので具体的に教えてもらいたい。
 - 五者協議会は、東京都・特別区・市・町村及び東京都医師会の五者で構成されている。特別区・市・町村の場合は代表の自治体をたて、各代表自治体が東京都医師会等と妊婦健康診査の委託契約を結ぶ。代表自治体以外の自治体には契約書の写しが回ってくる。各市が個別に東京都医師会と契約を結ぶわけではない。
- 瀬戸病院で「受診票」を使用できることを妊婦にお知らせするのか。
 - 母子健康手帳を交付する際に、お知らせする。
- 本委託事業の個人情報の受渡しの流れについて、従来との違いを教えてもらいたい。
 - 従来の指定医療機関の場合、まず「受診票」が医療機関から東京都医師会を通じて東京都国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」という。）に送られ、連合会で審査された後に市に「受診票」が送られてくる。本委託事業では市と瀬戸病院との個別契約になるので、瀬戸病院から直接市に「受診票」が郵送される。
- そうすると、従来より個人情報が漏えいする可能性が低いという理解でよいか。
 - 別の機関を経由せずに直接送られてくるので、漏えいする確率は低くなる。
- 「総括票」及び「受診票等」は瀬戸病院から市へ郵送させるとのことだが、簡

易書留で郵送してもらうのか。

- 仕様書では郵送に係る取決めは定めていないが、受託者との協議の中で個人情報に配慮した方法を決める。
- セキュリティに配慮した郵送方法が望ましいので具体的に仕様書に明記した方が良い。
- 仕様書に明記する。
- 受診票の医療機関控えは瀬戸病院で3年間保管されるとのことだが、区市町村が保管する年数に合わせたのか。
- 各自治体で3年間保管する取決めがされているかどうかは把握していない。
- 瀬戸病院で3年間保管する根拠はなにか。
- 根拠を確認していない。
- 根拠を確認するようお願いする。
- 承知した。
- 瀬戸病院では誰が妊婦健康診査を受診したかわかる「総括表（諮問書2ページ記載の「総括票」とは異なる）」のようなものは作成するか。
- 諮問書34ページ【瀬戸病院個人情報保護規定 第3条第3号】に「受診者の検査結果は、検索可能な状態で保存される」とあることから、受診者情報はこの規定に沿って取り扱われる。
- 「受診票」が3年間保管される旨はこの規定に明記されているのか。
- 明記されているが、根拠までは記されていない。
- 「受診票」は紙ベースなので紛失する可能性もあるかと思う。医療機関で保管している受診票が誰のもので計何枚あるかがわかる「総括表」を作成して、「受診票」を漏れなく適切に管理できる体制を構築する必要があるのではないか。「受診票」の保管期間である3年経過後に、医療機関で保管してある「受診票」とともに「総括表」も市に返却してもらえればよいと考える。
- 「総括表」を作成してもらうかどうか検討する。
- 本委託事業で瀬戸病院が保管する書類は、「受診票」、「総括表」、「カルテ」の3種類なのか。
- その通り。ちなみに諮問書に記載している「総括票」は、月毎に健診の種目別に件数を取りまとめたものである。
- 瀬戸病院のカルテは電子カルテなのか。
- 電子カルテと紙のカルテの2種類あると聞いている。
- 本委託事業ではどちらを使用するのか。確認をお願いする。
- 承知した。
- 瀬戸病院の信頼性についての確認だが、本委託事業を行う際に東京都地域保健連絡協議会から「この病院であれば個人情報の取扱いは安全である。」という情報は得ているのか。
- そのような情報は得ていない。
- 瀬戸病院は、埼玉県での妊婦健康診査の指定医療機関にはなっているのか。
- 瀬戸病院は、埼玉県が発行する「受診票」が使用できる医療機関である。
- 大きい病院なのか。
- その通り。
- 近年大きい病院だと正職員が減少し、派遣社員が多く勤めている場合もある。人員のマネジメントが上手くできてればいいが、できてない病院もある。
- 本委託事業で取得した個人情報は、ビッグデータとして活用する予定はあるのか。
- 活用の予定はない。

- 病院は学術論文等にビッグデータを利用することを本人に確認することはあまりないのではないか。
 - 個人情報保護法が改正され、匿名であれば産業の創出や豊かな国民生活の実現のために個人情報を利用できるようになった。そういう場合に病院は本人に許可を得るのか。
 - (情報公開係長) 例えば入院時の説明書に「当病院は、皆様の診療情報を個人を識別できない形にした上で、学術論文等の参考資料として利用することがあります。」と明記しておくといった形で、ご本人の了解を得るのではないか。
 - 瀬戸病院としっかりと協議して事業を進めてもらいたい。
 - 承知した。
- 「認知症予防歩行運動講座開催(元気アップ教室ふまねっと)の業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び高齢介護課の回答

- 本委託事業について、委託先は地域健康づくり支援会ワンツースリー(以下、「ワンツースリー」という。)で、教室の運営はふまねっと教室サポーター(以下、「教室サポーター」という。)が行うとあるが、地域包括支援センターも介護予防事業の一環として本教室の運営に参加するとある。どのような形での参加を想定しているのか。
- 「6か月コース」では教室の運営や運動指導は教室サポーターが行うが、教室サポーターは市民ボランティアなので、教室の運営で困りごとがある場合は地域包括支援センターの職員にサポートしてもらうことを想定している。また、教室プログラムの後半では地域包括支援センターの職員が講話をする予定である。
- 「1日体験会」では、申込みの受付は会場最寄りの地域包括支援センターになるので、受付業務も地域包括支援センターの職員が行う。教室の運営や指導は教室サポーターが中心になって行う。
- 教室サポーターの募集はどのように行うのか。
- ワンツースリーが行う「ふまねっと教室サポーター養成講座」を受けている方が全国で3,000人いる。その中で東村山市内で行われた教室サポーター養成講座を受講した方が30人程おり、平成27年10月頃から本委託事業の準備として行っている月1回程度の研修に約15名程度参加してもらっている。その方達がサポーターとして参加してくれる見込である。
- 「教室参加者名簿」は、教室サポーターや地域包括支援センターの職員全員に渡すのか。
- 「1日体験会」の場合、参加希望者から地域包括支援センターに電話で申込みがあると地域包括支援センター職員が氏名や住所等を記入していくが、実際の教室運営で使用する個人情報は氏名のみである。例外的に、たとえば無断でお休みされている方がいて心配なので電話するといった場合のみ、教室サポーターの責任者が氏名以外の個人情報を使用する。
- 諮問書3ページ【(3)受託者における個人情報の保管方法】に「個人情報書類は、～利用者が立ち入ることはできない」とあるが、萩山憩いの家の受付カウンターは物理的には出入り口を塞いだりしている訳ではないのでカウンター内に立ち入ることは可能である。カウンター内のキャビネットはどれくらいの大きさなのか。

- 一般的な食器棚くらいの大きさである
- キャビネットには鍵はかかるのか。
- 鍵はついていない。キャビネットは受付カウンターの内側にあるので外から開けることはできないが、中に入って開けることはできる。
- 立ち入ることができるのであれば、鍵のかかるキャビネットにした方がいいと考える。併せて鍵の管理者も考えた方がいい。
- 予算の関係もあるので新たに鍵付きのキャビネットを購入することは難しい。キャビネットの構造にもよるが、南京錠で鍵をかける方法も検討し受託者と調整していく。
- キャビネットは受託者専用のもので他に何も入っていないのか。また、萩山憩いの家を使用する他団体がこのキャビネットを使用することはあるのか。
- 受付内のキャビネットには、来館者名簿など憩いの家の管理を受託している大成株式会社の社員が管理する他の個人情報書類も入っている。それぞれの事業ごとに個人情報書類を入れる袋は分けるが、同じキャビネット内に保管する予定である。
- キャビネットは一般の来館者は触れられなくて、大成株式会社と本業務の受託者だけが触れられるのか。
- 受付カウンターには大成株式会社の社員が常駐しているので、一般来館者はカウンター内に入ってキャビネットに触れることはできない。
- 高齢化が進展していく中で本委託事業は必要であるが、行政が市民ボランティアに対し、個人情報の取扱いの重要性を説明して理解してもらうことが大切だと考える。企業に勤めていた方は大丈夫かと思うが、勤めたことのない方は個人情報の重要性をあまり理解しておらず、悪気なく周囲の人に話してしまうおそれがある。
- 受託者及び教室サポーターには、個人情報の取扱いについて4月に研修を行う予定である。個人情報をうっかり話してしまいそうな場面を実例として挙げながら、漏えい禁止であることをしっかりと説明していく。また、キャビネットにはしっかり鍵をかけるところを見せながら説明する等実演を踏まえ説明することが重要だと認識している。
- 萩山憩いの家の管理運営は大成株式会社であるが、本委託事業の責任者は受託者なので、キャビネット内の混在する個人情報の管理について、責任の所在を明確にする必要がある。
- 承知した。
- ひとつの案だが、カウンターに防犯カメラを設置してはどうか。
- 萩山憩いの家には防犯カメラは設置しているのか。
- 設置していない。
- 防犯カメラはそんなに高くないので、事務室内に設置することで抑止力になる。
- 本委託事業は継続して行うと思うが、参加者の記録は残すのか。たとえば、「今日はこういう活動を実施した。」「誰々さんが体調不良のため途中で早退した。」「皆さん元気にプログラムを行った。」「懇親コーナーで利用者からこういった意見があった。」等の日報のような記録は取らないのか。
- 参加人数などは市に報告書をあげてもらいが、教室の内容に係る記録は取らない予定である。
- 諮問書6ページ【参加申込書の裏面 6 承諾】に「私は、事業内容、注意事項、参加に伴う危険性等について承諾し、自己の責任において参加します。」と書いてあるが、万一参加者に怪我などがあった際に、その時何があったのか、どういう対応をしたのかが書かれた記録が市に残っていないのではきちんとした説

明ができないのではないか。心配である。

- (情報公関係長) 教室開催中に特に問題が発生しなければ、当日の参加人数と「今日は問題なく終了した。」程度でいいと思うが、突発的な問題が発生した際は「今日は1名途中で体調が悪いと訴えられ、〇時にご家族に連絡の上で帰られた。」などその時の状況と受託者側の対応を記録しておく、いわゆる日報を書いた方がいいという理解でよいか。
- その通り。教室開催中に何も問題が起きなければいいが、問題が発生する可能性もあるので、教室内容に係る記録は残した方がいいと考える。
- 日報のひな形は用意していないが、本事業は6月から開始するので4月の全体研修までには様式を検討し、日報を書いてもらうようにする。
- (情報公関係長) 普段は参加人数と「異常なし」の項目に〇をつける程度でいいが、問題が発生したときは特記事項の欄に内容を記入する形式にしてはどうか。ふまねっと教室に参加している方が怪我等をした場合に、どういう経緯で怪我等をしたのか、そこで受託者や市はどう対応したのか開示してほしいという個人情報の開示請求が出ることもありえるので、日報のような記録は取った方がよい。
- 様式に特記事項欄を設ける等の工夫をする。
- 教室を開催する上でサポーターの負担にならない程度でいいのでお願いします。
- 承知した。
- 「6か月コース」の会場は萩山憩いの家だが、なぜこの場所なのか。事業を今後拡大していく予定であれば、会場は町の中心の方がいいと思う。また、現時点での申込み人数を教えてください。
- すでに定員を超えて申込みいただいている。本事業は今後広域的に展開していきたいが、課題となるのが会場の確保である。幸い高齢介護課は憩いの家を管理している所管であり、萩山憩いの家は床がフローリングでふまねっと運動が可能な部屋があるので選択した。今後は参加者が多ければ別会場でも教室を開催したいと考えている。
- 日報もキャビネット内に保管し、委託期間終了後は市に返却するようお願いする。また、教室サポーターは何名で、固定の人が行うのか。
- 現在、約15名の教室サポーターに自主研修に参加してもらっており、4月の全体研修にも同人数参加予定である。他の地域活動でも活躍されている方が多いので、13回すべてに参加できないこともあるかと思うが、教室サポーターをメインに活動される方もいるので、毎回の人数は6～7名程度になる。
- 本事業にはそれくらいの人数が必要だという理解でいいか。
- 指導自体は1名の教室サポーターが行うが、周りを盛り上げる役目もあるので、3名以上配置している。
- 教室サポーターは当日の参加者受付も行うと思うので、指導に携わる方は2名になるのか。
- 運動指導が始まったら受付は終了するので、運動指導に携わる教室サポーターは3名以上になる。
- 懇談会はどのような形で行われるのか。
- いくつかのグループに分けて、その日の活動の感想を簡単に言ってもらおう。
- 名札の作成は憩いの家で行うのか。個人情報には家に持ち帰らないという理解でよいか。
- その通り。

○ 「委託型生活支援ホームヘルパー派遣事業委託」について、諮問どおり行うこ

とを「可」とする。

※委員意見及び高齢介護課の回答

- 諮問書6～7ページに【利用者基本情報】があるが、ここまで詳細な情報をシルバー人材センターが取り扱ったことはあるのか。
 - シルバー人材センターは、独自事業のひとつとしてワンコイン500円での家事援助サービス等も行っているが、「利用者基本情報」に記載されるような詳細な個人情報までは収集していない。
- そうすると、シルバー人材センターの個人情報保護体制がきちんと構築されているのかが気になる。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の一環である高齢者が高齢者を支える仕組みづくりは、東村山市だけが行う訳ではなく各自自治体でも行っている。そのため、地域のシルバー人材センターの上位団体である東京シルバー人材センターにおいても総合事業に係る研修や勉強会を行っている。

本事業は委託として行うので、受託者に個人情報の取扱いについてしっかりと説明していく。また、介護保険事業の一環としてサービスを提供することによって変わらないので、介護保険法に定められたルールにのっとってサービスを提供しなければならないことについてもしっかりと説明する。
- 事業開始後1～2年は、個人情報を適切に取り扱っているかどうか何度も確認した方がいい。
 - 承知した。また、良かれと思って提供したサービスが実は介護保険のルールを逸脱しているということがある。たとえば、介護保険の目的に沿ってサービスを提供しなければならないので「今日は窓を拭いてほしい。」という依頼には応えられないといったことである。介護保険のルールを研修でしっかり説明していく。
- ホームヘルパーは何名くらいなのか。
 - 3月25日に研修を行う予定であり、参加希望者が70名程いる。そのうちの2割程が介護ヘルパーの資格を持っている。研修は民間の講師経験のある方を招き、接遇や個人情報の取扱いについてしっかり説明してもらおう。
- シルバー人材センターには高齢者が勤めているが、個人情報保護が重要視されていなかった時代に育った方々だと思う。そういう方がホームヘルパーに従事するので、研修等をしっかり行ってもらいたい。
- 高齢者には自尊心があるので、ただサービス提供するだけではいけないと思う。支援する相手のことをよく理解してもらえようような研修をお願いする。
 - 承知した。本事業は高齢者が高齢者を支える地域包括システムのモデル事業になるので、市として丁寧に対応する。
- 最近、老人ホームで若い職員が高齢者をベランダから落とした事件があった。本事業は個人の生活に介入するので、トラブルが起きることもある。もし訴訟に発展した場合に、シルバー人材センターに処理できるかどうか懸念される。

場所は忘れてしまったが、同様な事業を展開している事業者が警察OBを顧問として雇っていると聞いた。もし今後事業展開をしていくのであれば、シルバー人材センターに警察OBを入れることも必要かもしれない。
- シルバー人材センターに本業務専任の担当者を配置するとの説明があったが、利用者基本情報は専任の担当者だけが把握し、各ホームヘルパーには詳しい個人情報は教えないという理解でいいか。

- 本委託事業だけではなく、介護保険法による国の指定基準を満たした事業者も同様だが、基本的にサービス提供責任者が「利用者基本情報」を確認し、それに基づいて事業実施計画表を作成する。ホームヘルパーは事業実施計画表を見て家事援助業務を行う。諮問書6～7ページの【利用者基本情報】をホームヘルパーが見ることはない。
- 介護事業を提供する事業者がたくさんあると思うが、高齢介護課にトラブルの報告は入ってくるのか。また、シルバー人材センターは様々な仕事を請け負っているが、ホームヘルパー事業は専門ではないのでトラブルも想定されると思う。
- 高齢介護課に事故やトラブルの報告は日々入ってくる。
- トラブルが起きた際は、サービス提供責任者が現状を把握する、担当ホームヘルパーを変える等の対応をお願いしたい。
- 承知した。また、やはり利用者と合う合わないがある。また介護の在り方が利用者ごとに様々で、多様なサポートをしてもらいたい人もいれば、最低限のサポートでいいという人もいる。そこは利用者と受託者でサポート内容をよく話し合ってもらおう。
- 諮問書7ページの「利用者基本情報」の下欄に「地域包括支援センターが～提示することに同意します。」とあるが、各関係者への提示の仕方を教えてもらいたい。
- ここの「提示」とは、複写して渡すという意味である。
- そうすると、各関係者ごとのコピーの取扱いはどうなるのか。
- この文言は、国が作成した様式をそのまま使用している。介護保険のケアマネージャーが利用者から基本情報を聞き取る段階では、必ずしもその利用者がシルバー人材センターのホームヘルプサービスを利用するとは限らない。もしシルバー人材センターにお願いするということであれば、諮問書29ページからある「シルバー人材センター個人情報保護に関する要綱」に書いてある通り、適切に管理する。
- シルバー人材センターが個人情報書類を廃棄するときは、きちんと廃棄されているか確認してもらいたい。また従事者が退職するときは、従事した業務内容について退職後も口外しない旨の誓約書をとってもらいたい。
- 承知した。
- シルバー人材センターの方は市内在住なので、自分の知り合いの家にホームヘルプに行く可能性もある。業務中及び退職後も利用者がサービスを受けていること自体も口外してはいけないことをきっちり説明してもらいたい。
- 研修時に、利用者のことをついうっかり話してしまいそうな場面の事例を挙げて、クイズ形式で個人情報の取扱いの注意点を説明する。ホームヘルパーは市民の方がなるので、悪気なく他の方に話してしまいがちだがそれが問題であることを説明していく。
- 自己の情報がどこに提供されているのか、知る権利があると思う。諮問書7ページの下欄の文言だけでは、具体的にどの関係者に提示されているのかわからない。今後本人から、自分の情報がどの機関に提供されているのか聞かれる可能性もある。
- 今後は誰の情報がどの機関にあるのか、記録に残る体制を構築した方がいいと思う。また、事業開始から1～2年経過したときに、市から受託者に口頭で個人情報書類を廃棄したかどうか確認すると良い抑止力になる。
- 受託者における個人情報書類の保存期間を5年にしている。これは時効の問題で、たとえば事業者がケアマネジメント上と違うサービスを提供していた場合

に、料金を利用者に返金することがある。そこで、サービス提供終了から5年間は書類を保管して欲しいと受託者にお願いしている。

- 利用者の個人情報をおの他の業者に販売してしまうような悪質なケースもあるので、受託者に本来の目的とは違ふ目的で個人情報を使用しないよう重ねて指導してほしい。
- 目的外の使用をしないよう指導していく。
- 「利用者基本情報」の裏面に、利用者の個人情報がどこに提供されたのか記録する欄を設けたほうがいいかもしれない。
- 基本的には、本人がサービス利用契約を結ぶ事業者に個人情報を渡すので、記録欄を設けなくても本人のサービス利用内容を介護保険システム画面で見れば提供先は確認できる。

(4) 報告

○ 妊婦歯科健康診査の実施形式の変更

(情報公開係主事)

本日お配りした資料のうち、報告資料と書いてあるものをご覧いただきたい。

「妊婦歯科健康診査」は、妊婦の歯科疾患の早期発見、早期治療を図ることを目的に、昭和36年から東京都の事業として開始され、平成9年度に東京都から市に移管された事業である。担当の子育て支援課から、「妊婦歯科健康診査」に利用する個人情報書類の取扱者の範囲が変更になるとの説明があったのでご報告する。

資料1ページの「実施の変更詳細」をご覧いただきたい。これまではいきいきプラザの保健センターに契約先である東村山市歯科医師会から歯科医師を派遣してもらい集団健診を実施していたが、健診の日程と定員が決まっていたため、妊婦の生活状況によっては受診しづらい状況であった。28年度からは契約先が東村山市医師会であるのは同じだが、妊婦が希望する市内の歯科医療機関及び日時で受診ができるよう個別健診になる。これに伴い、個人情報の取扱者が変更になる

次のページの「個人情報の取り扱い」をご覧いただきたい。現在は10ページに添付している「妊婦歯科健康診査記録票」を受診者が健診当日に子育て支援課職員に渡し、健診時に健診結果を市の歯科衛生士が記入する。「記録票」は市がそのまま保管するので、個人情報の取扱者は子育て支援課の職員と歯科衛生士である。

28年度からは、7ページの「妊婦歯科健康診査受診票(3枚複写のもの)」を受診者が診察時に歯科医療機関に提出する。歯科医療機関は「受診票」に健診結果を記入し、複写の3枚目の本人控を受診者に渡し、2枚目は歯科医療機関で保管する。1枚目の市提出用は歯科医師会の事務局に提出する。歯科医師会の事務局は、各歯科医療機関から提出された「受診票」をとりまとめて、市に提出する。そのため個人情報の取扱者は、現行の子育て支援課の正職員と歯科衛生士の他、歯科医師会事務局の担当事務局員、歯科医療機関の歯科医師と歯科衛生士、受診者になる。

28年度以降の「妊婦歯科健康診査」について、個人情報の取扱者は変わりますが取扱う個人情報は現行と変わらないので、再諮問は不要と総務課で判断し、報告とさせていただいた。

- 診察するのは歯科医師で、健診結果を記入するのは歯科衛生士なのか。
→ その通り。

○ 平成26年1月1日～平成27年12月31日分の業務届出書の報告

(情報公関係長)

「個人情報に係る業務届出報告書」をご覧いただきたい。26年1月から27年12月末までに市長に届け出のあったもので、業務開始が2件、廃止が1件、変更が3件である。

開始のひとつは市民課の「在留関連業務」である。これは外国人住民の居住地に関する業務である。平成21年に入国管理法などが改正され、それまでの外国人登録制度が無くなった。3か月以上の在留資格のある外国人住民については、日本人と同様に市の住民基本台帳に記載し、住民票の写しの発行もできることになった。この法律が24年7月からスタートしたため、市民課から開始届が出されたものである。もうひとつは健康増進課の「眼科検診」である。これは26年8月にこの審議会に諮問した事業で、緑内障・糖尿病性網膜症の早期発見のための眼科検診を委託で開始したものである。

廃止は、市民課の外国人登録制度の廃止が1件である。

変更のうち2件は市民課で、「住民基本台帳業務」と、「地域サービス窓口事務」である。いずれも27年10月の番号法のスタートに伴い、住民基本台帳に住民の個人番号を記載したことなどから記録項目の追加等があった。もう一つがごみ減量推進課の「とんぼ工房の運営」で、市と市民団体で開催してきた木工教室や家具の再生に、希望する市民の方にボランティアに参加してもらうことにしたため、個人情報の記録対象者のなかにボランティア応募の方が追加となった。

届出書については以上である。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。